

給付年金コーナー

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。なお、次の支給要件に該当しない場合は支給されません。

老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金

■以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ①65歳以上で、老齢基礎年金を受けている
- ②請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が881,200円以下である

障害年金生活者支援給付金

■以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ①障害基礎年金を受けている
- ②前年の所得額が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円」以下である

遺族年金生活者支援給付金

■以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ①遺族基礎年金を受けている
 - ②前年の所得額が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円」以下である
- ご不明な点がございましたら、ねんきんダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。

問合せ ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165 秩父年金事務所 ☎27・6560

11月30日は「年金の日」です!!

ご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

○日本年金機構ホームページ（ねんきんネット）

URL https://www.nenkin.go.jp/n_net/



埼玉県議会秋のTwitterフォローキャンペーン

埼玉県議会公式Twitterをフォローしてクイズに正解すると抽選でプレゼントが当たるキャンペーンを実施中!

詳しくは、埼玉県議会公式Twitterを御覧ください。

URL <https://twitter.com/saitamakengikai>

問合せ 県議会事務局政策調査課

広報担当

☎048・830・6257

「税を考える週間」11月11日(金)~11月17日(木)は「税を考える週間」です。

税に関心を持とう! 考えると見える生活がある。

国税庁では、「これからの社会に向かって」をテーマとして、税の役割や適正・公平な課税と徴収の実現に向けた国税庁・国税局・税務署の取組について紹介し、国民の皆様にも国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、国民各層の納税意識の向上を図ることとしています。

租税の意義や役割について、あらためて考えてみませんか。詳しくは、国税庁HPまたは秩父税務署へ

問合せ 秩父税務署 ☎22・4433(自動音声案内2番)

11月の納期

- 国民健康保険税普通徴収（第5期分）
- 後期高齢者医療保険料普通徴収（第5期分）
- 介護保険料普通徴収（第5期分）

納期限は11月30日(水)です。口座振替の場合は11月28日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

国民健康保険税 税務会計課課税担当 内線112
後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123
介護保険料 健康福祉課介護保険担当 内線124